

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(特別休暇) 第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1) (略) (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人 _____等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる時間 (3)～(22) (略) 2～4 (略)	(特別休暇) 第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1) (略) (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる時間 (3)～(22) (略) 2～4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。